

國學院大學學術情報リポジトリ

発題二 古文書学からみた伊勢神宮の中世的変容：
祭主下文・宮司符・宮司庁宣をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比企, 貴之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001513

《発題二》「古文書学からみた伊勢神宮の中世的変容」

—祭主下文・宮司符・宮司庁宣をめぐって—

國學院大學研究開発推進機構 助教 比企 貴之

【比企】國學院大學研究開発推進機構の比企です。本日はよろしくお願いたします。

私の話は、伊勢神宮の古代から中世の歴史的な変容について、これを今日に伝存する発給文書から見えていったとき、その境目というものはどのように読み取れるであろうかという話であります。

そもそも「伊勢」の古代から中世の歴史的な変化―時代変化―といったときには、幾つかの捉え方があろうかと思えます。まず一は、伊勢神宮そのものがどのように変わったかという神宮祭祀組織そのものの時代移行の問題です。

第二には、伊勢神宮を核として周辺のエリアまで含む、例えば宇治だとか山田であるとか、そういう膝下の地域までを視野におさめた変容というものを捉える見方です。なお、伊勢神宮には遠隔別宮という、遠くにも別宮はありますから、そうした伊勢神宮の神社体系の末端に連なるエリアまでも含めた一帯と捉えてもよいかも知れません。

そしてもう一つは、伊勢国そのものですね。伊勢といったときにイメージする伊勢国そのものの変化を追う追いつき方。こうした三つの見方が、おもなものかと思えますけれども、私はそのうちの伊勢神宮そのもの、神社そのものかどのようになら変わったのかという関心をもっており、それを古文書から考えてみようというのが本日の話です。

本日のメインテーマである「伊勢神宮 古代・中世移行期論の射程」にかかわって、まずはふだん私の主たるフィー

ルドとしている歴史学の方面で、このあたりがどのように評価されてきたかというのを戦後歴史学を中心として、ざっと皆さんと議論の共有をするためにも振り返っておきたいと存じます。

伊勢神宮の古代から中世への移行期に関する研究は、早く一九五〇年代から始まっています。例えば、萩原龍夫氏や西垣晴次氏、あるいは河合正治氏らによつてです。彼らの議論で共通していたのは、当時の歴史学における主流の態度からの影響も多分にあつたのでしようが、禰宜・権禰宜層が社会的に台頭していくというのを議論の前提とし、例えば萩原氏は、御厨・御園の形成について注目し、河合氏は東国に展開していた彼らの活動と神宮領設立と開発領主との有機的な関係、また地域との関係について視点を置いた研究、さらに禰宜・権禰宜層そのものに注目した西垣氏の研究などがあり、神人強訴という行為についてもそれぞれ態度を示されたわけです。

これらの研究が、いわゆる古代・中世移行期の研究の出発的な位置づけとして評価してよいのでしよう。その上で、その後の研究は、一つは、彼らが社会的に台頭していった、その背景となつた基盤そのものに目を向ける研究が進みました。例えば、棚橋光男氏による十一世紀中葉の禰宜・権禰宜層の台頭を前提とした上での、それ以降、中後期にかけての祭祀料田や職掌人給田というものが再編されていく、戸田が形成されるという流れについての研究です。さらに、それは歴史学でもとくに荘園史の研究のほうで継承されました、九〇年代にいたるまで、例えば鎌倉佐保氏による戸田の所領的な保有の研究がだされております。

一方で禰宜・権禰宜層のそうした必ずしも社会経済的ではない側面に注目する研究としては、例えば、やはり棚橋光男氏の研究なんですけれども、独自権力機構としての「禰宜庁」というものが登場したんだという見方を重視する研究があります。

また、さらに神人強訴関連であるとか、禰宜の社会的な活動というものを重視する研究が棚橋あるいは村岡薫氏に

よって出されたわけですが、そうしたなか西山克氏は、郡政所という、地域行政を末端で担う組織が存在したこと、実はこれは禰宜ではなくて、祭主の権力機構の末端に位置するものであり、鎌倉・南北朝期にかけて祭主の権力というものは一定でいど存在したんだという事実が明らかにされました。こうした諸研究が出されたわけです。

さらに西山氏以後、佐藤泰弘氏が、地域の問題を解決する権力として神宮検非違使に注目されています。すなわち、佐藤氏は審理実権の所在から、十一世紀から十二世紀にかけて裁定をおこなう権力は事実上、検非違使の下にあったのが、名実ともに祭主裁判と呼ばれるものが成立してくるのは、十三世紀に入るまで下るんだという見解を示されています。

また、この点に同じく注目をされたのが勝山清次氏でして、平安後期から南北朝期にいたるまでの祭主裁判、つまり領主裁判権の問題に注目した成果がだされています。

さらに、このほか、古代と中世の時代移行期を明らかにしようという取り組みのなかでは、先ほどいった佐藤氏は別の論文において、祭主が伊勢の地名を冠称する―例えば箕曲祭主永頼ですとか、岩出祭主輔親すけかという人物ですけれども―こうした地域の地名を名前に冠する祭主が出てくるのは、つまり地域（伊勢）に大きな基盤を持っていたんだ、だから祭主の権力は地域に浸透したんだという理解を示されています。

これらに共通していえるのは、比重の置き方は区々であるけれども、いずれも古代・中世の伊勢神宮の時代移行というものは、だいたい十一世紀を通じて進んだんだという理解で、このように歴史学からは論じられてきたわけです。

これら以外にも時代移行期そのものにフォーカスをした研究ではありませんが、私が注目しているのは、藤森馨氏の大中臣氏族三門間の相克にかんする研究ですとか、あるいは、近年、林美佑氏によって提示された『祭主補任』の史料論的な研究と、そのなかでも大中臣一、二、三門ありますが、二門の台頭というものに注目する、つまり、大中臣

氏族そのものに注目した研究というものは、私はこれらの知見を反映すべきだと個人的には考えております。

ところで、こうした研究状況下、勝山清次氏は総花的な総括ですが、この辺りの議論の交通整理をされました。そのなかで勝山氏は、中世的な伊勢神宮の特徴というものは、その祭祀組織体系の頂点に、古代とは異なって祭主が君臨する在り方をとるようになる、この点が明徴なのだという主旨のことを仰っておられます。あくまで総花的な一節です。ここでもこれが足りない、あれが足りないということはいささか意地悪かもしれませんが、ここが本日の直接的出発点になります。古代伊勢神宮と中世伊勢神宮のメルクマールの相違は、中世には祭主の権力が強化されてその地位が向上し、権門としての神宮を代表する存在として、祭主が位置するようになること述べられた勝山氏は、その際、以下の五点を傍証のポイントとして挙げられております。

一つは、伊勢神宮に対する祭主・官司の指示・命令・伝達の在り方。これは古文書の問題であります。どのような発給文書でどのように伝達しているかというのを論じたわけであり。二つ目に、人事処理上の祭主の存在感の増大です。先ほどの塩川先生のお話の後半でもありました。だんだん禰宜の補任の枠が広がっていったときに、禰宜に就任する候補者はたくさんいるわけですが、時代が下り祭主の影響力が大きくなると、祭主の許状つまり推薦書ですね。これが必要になるというのを、一つの人事介入ということで重要視しているわけです。三点目は、歴代祭主の在国拠点、これは先ほどいった地名冠称をもつ祭主の問題ですが、在国拠点が形成されて、神宮行政に介入するという論点です。そして、祭主―官司間の対立が厳しくなってくる。そのように祭主が在地に介入してくるから、当然、既存の官司権力と対立するという点の一つ。そうして最後に、ついにそれを克服した祭主は、郡政所を設置することにより、在地への影響力行使を機構的に整える。

これら五点を主要要素として取り上げられているわけですが、例えば一点目、伊勢神宮への指示・命令・伝達の在

り方というものは、これは本日取り上げるメインのところに当たりますが、祭主下文の登場ときびすを接するようにして、実は宮司の下達文書においても、新たな新様式の文書として宮司庁宣というものが登場するわけです。ところがこれに関しては、一切言及をなさっておられません。

二番はちよつと飛ばしまして、三番目のところ、地名冠称の問題です。地名冠称は確かに在地に進出したという非常に分かりやすい物差しかと思うんですが、私はこれを確認しましたところ、永頼や輔親の活動のようすについての記録は基本的に『小右記』や『権記』『御堂閨白記』といった日記にしか出てこない。地名冠称をもったという点では、確かに菩提寺を構えたりとか、拠点はあったかもしれないが、彼らの活動の基盤は依然京都に置かれていた。地名冠称の有無をもって在国比重が高まったとまではいえないのであろうと考えるわけです。

そしてもう一つ、これは先ほどの大中臣氏そのものの研究をフォーカスというのが大事だといったところですが、これまで十一世紀の後半を通じて祭主と宮司が厳しく対立するということが、『太神宮諸雑事記』で書かれております。しかし、二〇〇〇年代以降に進展した大中臣氏族の系譜や門流間の相克に関する研究成果や知見を踏まえるならば、今までのように祭主・宮司という役職者のみ、あるいは役職同士の相克として表面的に捉えるのではなく、大中臣の二門出身の祭主対大中臣一門出身の宮司という新たなシエーマのなかで、関連史料を読み直す必要があるのではないかと考えています。

その際、今回私が注目したのは、下達文書、命令下達の文書そのものです。命令下達の文書の様式やその機能というものは、要するに、文書というのはその発給主体が相手に対して、相互の関係下においてだされるわけですから、相手との関係において自らをどのように権力体として規定しようとしたか、その重要な物差しになろうと考えられます。なので、ここで十一世紀半ばに宮司や祭主の使用する下達文書に変容が生じていることを考えることは、非常に

意義あることであろうと思われるのです。

一応この話に関しては、私はもう少し長目のスパンでそのほかの部分も見通した上で、ポイントとしては今のところ四点を考えております。

まず一つは、本来、符だけを用いていたはずの宮司の下達文書に十一世紀の半ばから十二世紀の末にだけ庁宣が併用される。二つの下達文書を持ったこの異常な事態の意味するものとは何なのか、使い分けは何なのかという話です。

二つ目は、十一世紀の半ばにきびすを接して祭主下文の使用が本格化します。取り扱う内容も神宮行政を差配する非常に深入りしたものになってくるわけですが、こうした文書が登場することの背景には何があるのか。つまり、歴代祭主中、なぜ十一世紀半ばの祭主のときにこれが起こったのかという、時代的な問題でもあります。また、既存の宮司を頂点とした命令の下達体系、つまり宮司の下達文書との軋轢はなかったのかという話です。

ここまでのところが今日の話のメインになるわけなんですけれども、それをさらに論証する上では、祭主下文というのは結局、古代的な文書なの？ 中世的な文書なの？ というところまで解明をしなければいけないと思っています。

また、今いったところはあくまで伊勢神宮のローカルな話にすぎません。ところが、当然、伊勢神宮というのは国家のなかでも非常に重く位置付けられておりましたので、これだけの大きな変化を考えるためには、伊勢神宮のローカルな問題として話をすばませるわけにはまいりません。やはり中央で何が起こっていたかということまでを見なければいけないわけですが、今日はそこまでお話しできません。なので、本日は、この一つ目と二つ目に焦点を絞ってお話したいと思います。

そこで、まず本日の話の最初に取り上げるのが宮司の文書です。冒頭でも軽く触れたとおり宮司の用いるべき文書とは、本来は公式様の系譜に位置する符がありました。今、表を御覧いただきましたと思いますけれども、丸aから0



II 宮司の二つの下達文書

II. 宮司の二つの下達文書

(様式について)

- ・宮司が本来具備した下達文書=①
- ・11c 半「書宣」が備わり、二つの下達文書の併用状況が現出。
- ・12c 末→庁宣消失。ふたたび符だけを下達に用い始める。
- ・宮司符と宮司庁宣の様式(次スライド参照)からは両文書の機能的差異は明らかでない。

(宮司符の作成地)

- ・命令の端緒(官宣符)は京都、最終的受命者の文書(神宮庁宣・神宮條)は伊勢。
- ・各文書の日付はその発給地推定の材料(※)鎌倉期の宮司符(一〇)は伊勢で作成。
- ・平安院政期の宮司符(e-f-h):伊勢(宮司の府政たる鎌倉院)での作成が推定される。

→宮司符は伊勢に在国した宮司が通常神宮行政を執る際の命令下達文書。「宮司の文書」というよりも組織・機関としての「大神宮司」の公的な下達文書の文書といえる。

紀元(西暦)	宮司下達文書発給の経緯	発給関係文書の類型と題号	史料名
① 出雲 4年 (1131)	白河院 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 鎌倉遺徳堂在御奉多・殿御	教王護国寺文書
② 出雲 4年 (1131)	白河院 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 鎌倉遺徳堂在御奉多・殿御	鎌倉寺文書
③ 出雲 5年 (1132)	白河院 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 高田院村9万歳等	鎌倉寺文書
④ 天保 2年 (1851)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 赤田院村9万歳等	鎌倉寺文書
⑤ 天保 2年 (1851)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	天照記
⑥ 天保 2年 (1851)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	天照記
⑦ 高永 2年 (1861)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 鎌倉遺徳堂院御・鎌倉 鎌倉遺徳	鎌倉寺文書
⑧ 高永 2年 (1861)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	九条家本『中右記』紙背
⑨ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮(神)主	鎌倉寺文書
⑩ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑪ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑫ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑬ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑭ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑮ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑯ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑰ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑱ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑲ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
⑳ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉑ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉒ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉓ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉔ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉕ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉖ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉗ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉘ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉙ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉚ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉛ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉜ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉝ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉞ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㉟ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊱ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊲ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊳ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊴ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊵ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊶ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊷ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊸ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊹ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書
㊺ 建久 4年 (1863)	宮司庁宣 (2)201-1巻主文 (2)140-1巻主下文 (2)141-1巻主下文 (2)142)	庁宣 大神宮神主	鎌倉寺文書

平安後期
平安院政期
鎌倉期・中期

「国符は所管関係をもした下部組織・機関に用いた、国符から決して離れられない文書。(寛治12年初7月)」

まで掲げてあります。○とついているのが庁宣、そして裸のアルファベツトが符です。

ここには(平安後期から院政期、鎌倉前中期にかけての)宮司庁宣と宮司符を案文なり正文として確認できたものをすべてピックアップしたわけで、この表を一見する限り庁宣のほうが(その登場は)早いじゃないかと、あとから宮司符が出てきたんだらうと思われるかもしれません。が、これは発給実例残存の状況を示すにすぎませんで、これ以前の古い時代の太政官符なんかの本文を見ていくと宮司が提出した文書や発給した文書として符が出てまいります。ですから、間違いなく古代の古い時代以来、宮司がその下達文書として使っていたのは符であると、これは動かない事実といえるでしょう。

しかし、のちに(表が示すように)十一世紀の半ば頃から庁宣が備わってきて、ここに宮司は二つの下達文書をもつことになったわけです。一方、ずっと下のほう(時代がくだると)を見ていただきますと、平安院政期の末から鎌倉期にかけては宮司庁宣の実例が残っておりません。つまり消えてしまふんです。再び符だけを用いるようになるということ、宮司庁宣はじつに一過的な文書だったということになるわけです。すると、いよいよもって、何でこのタイミングでこんなものが出された

Ⅱ 宮司の二つの下達文書

① 兼出所：符は「司符」と、序宣は「序宣」と記す。国符・国司序宣と同様、被宣に下す文書＝差出者が自明であることにより略記しない省略された。

② 宛所：符は「鑑」あるいは「(神宮の)神主」に宛て、序宣は検非違使、郡司、刀禰のいずれかまたは複数を併記する。

③ 事：本文内容の要約。符・序宣ともに兼出所より一字低い位置から書きはじめ「……事」で終る。

④ 本文：符・序宣ともに命令指示の具体内容。

⑤ 施行文言：符の結び(書止文言)は「下符如件、……以符、」とする。序宣は「宣未知、任理非定可宣上」や「宣未知、勿致疑惑」などと記す。宛所にこれを奉ずるよう命ずる文言で、軍職のうら(行)にあたる。いずれも符・序宣であることに対応して書き換えられた部分。

⑥ 日付：国符および国司序宣と同様、年紀を加えた一行書である。

⑦ 位署：「大神官司」の構成員たる大官司・権大官司・少官司らの位署をもつが、大官司の単署(とくに序宣は絶対的)である。位署の構成要素は当該所職・氏・姓・花押で位階は記さない。

国符・国司序宣間の様式の相違点と特徴

符の書式は、公式様文書の符に由来した様式の特徴であることから、宮司符も紛れもない公式様文書の系譜に位置することを意味。

のか、なぜ併用されたのか、ということが問題となります。

念のため宮司符と宮司序宣の各様式について確認をしておきたいと思いますが、両様式を例示した部分にレジユメでは注目いただきたいと思いますが、パーツごとに分けて見てまいりましょう。

まず、それぞれ書き出しは「司符」あるいは「序宣」と書かれます。これは、この文書を受け取る相手が被官であるつまり所管であることによって、受け取り手にはその差出者は明確であるから、わざわざ「宮司符す」だとか、「宮司序宣す」なんていうふうには書かれないわけです。

ただ「符」あるいは「序宣」と書かれるわけです。これが①の部位ですね。

そして②、その直下に書かれるのが宛所になります。表と見比べていただきたいんですが、宮司符の場合は、郷あるいは神主に宛てて出されます。一方、序宣は検非違使、これは神宮検非違使のことですね。神宮検非違使か郡司、刀禰のいずれかに、あるいはそれらの複数を併記するような形で宛所が書かれるわけです。

次に③、一字頭下げで「○○○事」で終わっているのは、これはいわゆる古文書学でいうところの事書に相当するところ、ダイジェストの部分です。

そして④、「右」以下は本文、すなわち内容になるわけです。

⑤は、書止文言。宮司符のほうは「以符」、庁宣では「故宣」と記され、これらはそれぞれ宮司符であること、宮司庁宣であることにちなんでも書き換えられた表記の違いにすぎません。

その後に⑥として、和暦年月日が記されて、その後さらに位署書、この発給者の名前が連署されるわけです。

そうすると、両文書を構成しているパーツとしては大差がない、そういう関係といえるかと思えます。ところが、明らかに両様式間で書き方が違うのは、宮司符の場合は本文を書き終わった後に位署書が据えられて、その後和暦年月日が位置します。一方、宮司庁宣の場合はよくある書状などと同じ形です。つまり、いつてみれば宮司符はちょっと異様な書き方なんです。

ところが、この宮司符の和暦年月日の書き方は、実は国司が発給する文書のうちの国司の符（国符）と一致し、両様の存在は国符と国司庁宣との間における様式上の相違点とまったく合致するものなのです。国符の書式は、公式様文書の符に由来した様式的な特徴をもつものであることから、ここで我われが取り上げようとしている宮司符もまた、やはり公式様文書の系譜に位置するものであるということが分かるかと思えます。

このように符は宮司の下達文書で、公式様（オフィシャル）の系譜下の文書であることを念頭において、では庁宣というのは一体何なのかということを考えなければなりません。今、庁宣と宮司符を二つ並べました。実はこの庁宣が非常に面白い。片方の宮司庁宣は大治五年の九月二十日に出されたもので、もう一方の宮司符に関しては、翌年の天承元年の九月二十日付、ちょうど一年違いで出された文書です。

内容をご覧いただきたいと思えます。まず宮司庁宣のほうは、大治三年（一一二八）の七月か十二月頃の怪異によって仮殿遷宮が必要になったこと、そして、その翌年の大治四年に内宮の御扉を修理しなければいけないということ、

文書についても、「神宮検非違使」とこそ書いてはいないものの、同じく神宮検非違使に宛てた宮司庁宣と考えることができるわけです。

その際、国司庁宣の研究の第一人者の富田正弘氏が次のような指摘をされております。庁宣様式の完成とは十一世紀の半ば頃なのですが、それ以前においては、国司受領の国務遂行上の命令は口頭で指令する。つまり宣です。口頭宣で指示するのが本来的な在り方であった。これがやがて十一世紀に、国務を執る関係から文書化する必要が出てくるなかから、それを紙面に整えたのが国司庁宣なんだと仰っておられるわけです。

この考え方を踏襲すれば、九世紀末に神宮検非違使が設置されてから、宮司庁宣の登場は十一世紀半ばになりますので、一五〇年間ぐらい何をしているのかよく分からない、どんな文書を使っていたのか判然としない状況なんです。が、神宮検非違使の命令伝達も宮司の口頭宣によってなされた可能性が高いのではないかと。宮司符はあくまで組織としての大神宮司という機関が公的に発給する公文書でありましたが、宮司庁宣は大神宮司の機関としての文書ではなく、三員宮司（大宮司・権大宮司・少宮司）の長官であるところの大宮司の個人的な文書として、その庁から出される口頭宣を紙面化したものである。私はこのように考えています。

それでは宮司庁宣という文書がなぜ成立してきたのが次の問題になろうかと思えます。その際、キーワードとなるのは、祭主下文です。

祭主の下文は、先ほどから申し上げておりますように、十一世紀の半ばの宮司庁宣の登場と軌を一にして現れる不思議な文書です。これまで祭主下文が、研究史上どのように取り扱われてきたか簡単に申しますと、従来、先述の勝山清次氏や佐藤泰弘氏によって、祭主裁判権と呼ばれる祭主の領主裁判権の問題を考えるときの素材として取り上げられるにすぎなかった。つまり先学では鎌倉時代の実例しか取り上げられていないんです。

8

III 祭主下文の登場

祭主下文の使用開始時期をめぐって

III. 祭主下文の登場

(祭主下文の使用開始時期をめぐって)

- ・11c 中葉: 祭主下文の登場 (従来は、祭主権力 < 領主裁判権 > 確立過程の究明のなかで着目)
- ・祭主下文の初見:
 - 「長元元年戊辰七月二十三日任、（依祭主 下文、且従神事、）（（皇代神祇類聚））
 - 長元元年（1028）30代祭主大^大中臣輔親が「下文」を用い臨時に人事を差配。
 - 「太神宮六種宣（中略）等、祭頭館仁到着天、祭頭乃遣立倉倉二字城外時出入人四保住人燒掃既了、是則依祭主下文、二宮神宮所行申也。」（（皇代神祇類聚））
 - 長元4年（1031）長元託宣事件で祭主大^大中臣輔親が「下文」で徑阿破却を指令。
- ・祭主下文の実発給例—治暦4年（1068）3月10日付：33代祭主大^大中臣永輔下文
 - ※ 「下文」文言は書式とは無関係に、上級者から下級者への指示を意味する広義の語としても使用（（寛2）14c）。
 - 『諸雑事記』祭主権親期の「下文」文言をただちに下文様式をとまなう下文と考え難い。
 - ・発給実例をとまなう祭主永輔。以後、『諸雑事記』上にも祭主永輔の「下文」利用を示す記述が急増。
 - ・永輔以後の歴代祭主の命令下達の文書として下文定着

▶▶ 古文書学上の様式的特徴を備えた祭主下文の登場は、祭主永輔期。11c 半 下文文書に変化発生する理由とは？

ところがです。祭主下文というものは、十一世紀の半ば、治暦四年（一〇六八）三月十日のこの祭主下文が、発給実例としては初見になります。これは正文です。『教王護国寺文書』のうちにあるものです。発給実例としては十一世紀の半ば、治暦四年なのですが、「下文」という文言にこだわって、祭主が「下文」を発給した。という記述だけを追ってまいりますと、実は『諸雑事記』のなかにさらに遡って見ることができると。例えば、長元元年（一〇二八）、祭主大^大中臣輔親が「下文」を用いて、臨時に人事を差配して便宜的に職掌人たちの祭主への供奉を認めたとという例がございます。そして、その次です。やはりこれも大^大中臣輔親の事例になりますが、長元四年の長元託宣事件にさいし、その事後処理をするなかで、大^大中臣輔親が「下文」を用いて淫祠破却を指令したという、こういう記述が読み取れるわけです。

ところが、「下文」という文言をピックアップするときには、一つ注意しなければいけない点があります。これは古文書学の知見ですが、こうした古記録や記録のなかに見える「下文」という文言は、必ずしも様式としての「○○下 △△……以下、（故下、）」という、いわゆる下文の特徴的な文言をとまなうた文書そのものではない。上位の者が下位の者に対して命令一般をおこなうこと、それ自体を「下文」といつている

んだという指摘が、古文書学のほうでされております。

というふうに見えるならば、現に発給実例をとまわらない輔親のたった二例にすぎない「下文」文言は、ちょっと慎重に判断をしなければいけない。一方の祭主永輔の下文は実例が残り、彼が下文を発給していたことは間違いないわけです。実際、『太神宮諸雜事記』を見ていきますと、永輔が下文を使ったという記事は、これ以降たくさん検出することができます。さらに『諸雜事記』を離れて、永輔以降の歴代祭主もまた下文を頒発しているんです。このような状況を客観的に捉えるならば、今の時点では祭主下文の初見は、やはり永輔に求めておくのが妥当ではないかと考えられます。

では、十一世紀半ばに祭主下文、官司庁宣、官司符などという、三つの伊勢神宮に対する命令文書が登場したことの背景には、いったいなにがあったのでしょうか。

その際、着目したいのは、官司庁宣がいずれも神宮検非違使を宛所にしていたという点です。そこで十一世紀半ば前後における神宮検非違使の所管、つまりどのように神宮検非違使が発遣されていたのか、その所管関係にまつわる史料をピックアップしたのが、次の表です。

まず(1)、これは『太神宮諸雜事記』の永承六年(一〇五二)の記述ですが、大官司大中臣義任が内宮にたいし宮域で穢物が発見されたことについて、どう対応したらいいかという諮問をおこない、その返事を勅使にもたらしただのが神宮検非違使だったわけですが、それについてここでは「司目代検非違使」と記すのです。大神宮司の目代であるところの神宮検非違使と記されているわけです。

一方、次(2)は『東大寺文書』中に残っている断簡史料ですが、ある女性が誘拐されてしまって、その親があいつが犯人だから捕らえてくれということを訴え出るわけです。その訴え出た先が、なぜなのかわかりませんが、祭主

ところがこの後、康平二年（一〇五九）の事例(5)です。度会宮時という人物を追捕するため、「祭主目代兼祭主宅別当」の大中臣頼経によって神宮檢非違使が発遣されるという事例があります。ここには明確に神宮檢非違使が祭主の権限のもとに発遣されているという、それを認めざるを得ない事例だと思います。要するに、一〇五七年から一〇五九年のわずか二年の間になぜか神宮檢非違使の所管が、宮司のもとから祭主のもとへと移動しているという明らかに変化を読み取ることができるとは思います。

すると、このわずかに二年のあいだに祭主と宮司の関係にながったか、を読み解いていかなければいけません。実はこれは、従来の神宮研究のなかでは、単純に祭主対宮司という構図で理解されてきたわけですが、ここで大中臣氏にかんする二〇〇〇年以降の知見というものが、私は有用なんだと思っております。すなわち、これは祭主対宮司という単純な構図の問題ではなくて、大中臣二門出身の祭主対大中臣一門出身の宮司が対立したことによる影響なのだろうと考えるわけです。

事の発端は、一年前の天喜四年（一〇五六）の九月、神嘗祭の祭場でのことでありました。大中臣永輔、これが二門出身ですけれども、かれと当時の大宮司大中臣兼任（一門出身）、とが、すさまじい口論をしましてさうなんです。『諸雑事記』なんかを見ると、周りが引いてしまいうぐらいの口論だったと書いてあるんですが、それぐらいの激しい口論。結局、出るところへ出ようということで、朝廷にその相論は持ち込まれます。

こうして祭主と宮司は京都に向かうのですが、このとき祭主永輔はもう一手打ちます。同じく天喜四年九月晦日に、にわかには祭主永輔は、この神嘗祭と同じときにおこなわれます神御衣祭で、神御衣奉献の儀礼が大雨洪水によって当初予定していた式日のおりでできなかったんだと。これはどう考えてもしょうがないですね。けれども永輔は、この式日違例は大宮司兼任の責任なんだと喋ってしまっんです。

これによって問題がどのように転んだか分かりませんが、結果としては、このために宮司兼任は造宮使を解任されてしまつて、その釐務つまり宮司としての職務も停止されてしまつたわけです。京都にいつてしまつたうえに、宮司としての執務も取れなくなつてしまつたという、非常に危機的な状況に兼任は置かれたわけであります。

このあいだに一体何が起こつたのか。それこそ先ほど列記した史料のうちの(3)になりますが、天喜五年二月、祭主永輔は下文を用いて、本来は宮司符によつてなされるべき徴納、そして分配・支給という、国司の権限とまつたく同じことを、永輔は下文をもつて差配してしまふ。挙げ句、神宮檢非違使そのものも駆使する挙にでるわけです。

したがつて、前掲の史料が意味するのは、まず一つは祭主永輔による宮司の行政権が代行されていること。とくに今回の報告―古文書学的な観点―からいふのであれば、宮司符に代わつて祭主の下文が使われている。これは非常に重大な出来事といえます。

一方、宮司はそこのかんどうなつていたかという点、京都にとどめおかれた状態（留京措置下）の宮司兼任は、宮司が執務を取るための離宮院―伊勢神宮のほど近くにありますね―このいわば政庁にいないということ、宮司符を発給するときに宮司の印を捺さなければならぬのですが、これを捺せないわけです。なので、宮司符そのものを発給するということができないという状況になつてしまつたわけです。

その後どうなつたかという点、どうも康平二年十月頃の記述を見ると、今度は祭主永輔があまりに恣意的行動が過ぎたんでしようね、京都に呼び出されとどめおかれて、宮司兼任が今度は逆に在国するという状況になります。このあいだも祭主下文が発給されておりまして、要するに天喜五年以降康平二年に至るまでのあいだに、既に祭主永輔は、祭主・宮司の所在や状況の如何にかかわらず、祭主が伊勢現地に命令を下すための文書として下文を使うことを常識（常態）化している状況を読み取つてよいかと思ひます。

つまり、ここで祭主永輔という人物は、大宮司兼任（一門出身）の伊勢の地から隔離されたという状況、物理的な隔離という状況を、これは長い伊勢神宮の歴史を振り返ってみても、宮司が伊勢から長期間隔離されるというのはなかつたわけです。それを考えても、歴史的な異常事態といつていいと思います。そうした状況を見事に捉えて、その権限を代行する文書として、祭主下文の存在を既成事実化してしまったと私は考えるわけです。

今日のお話、大分かいつまんでのお話になりましたので、分かりづらいところもあったかもしれませんが、十一世紀の半ばに祭主大中臣二門の永輔と、大宮司大中臣一門の兼任とが対立して、大宮司は伊勢に不在という状況が現出してしまったわけです。このかん、大宮司兼任は、離宮院から物理的な距離に置かれたことによって、宮司符の発給ができなくなってしまった。本来、神宮検非違使に対しては口頭宣、音声の世界で命令・指示をしていたが、やはりそれも物理的な距離が生じたことで肉体的な音声を伝えるのが不可能になってしまったわけです。

では、どうするか、対応を考えなければいけなくなってしまう。このかんに祭主永輔は着実に、祭主下文を用いて宮司権限を代行していき、さらには伊勢神宮行政、分配や差配といったところに介入を強化するわけです。

ところが、神宮検非違使はまだ一定程度、宮司の指揮系統下にあったと思われまふ。なので、その神宮検非違使を駆使するためには、宣を文書化した宮司庁宣、口頭宣を紙面化したんです。これによって命令を伝達する必要が出てきた。ここに、本来宮司が古代以来備えていた宮司符と、口頭宣の系譜を引く宮司庁宣と、そして伊勢神宮行政に介入してきた祭主の下文という、下達文書が乱立する、複雑な状況になってしまったわけです。

しかし、単純に祭主下文を宮司の文書の代替、互換的な存在として考えてよいかというと、そういうわけではありません。祭主下文は宮司符の単なる準用あるいは互換的な文書ではなくて、むしろより高次の、つまり上位者の下達文書として機能したというのが、次の記述から判明します。

『太神宮諸雜事記』康平二年九月条の記事によると、外宮の遷御の儀を控えるなかで六禰宜渡会頼元が六位であった。なので昇殿供奉をさせたいという祭主永輔は、位袍を帯びて頼元が遷御に供奉できるように、かれの位階を朝廷に申請します。ところが、遷御の儀そのものが差し迫っておりましたので、位記が到着するのは間に合わない。そこで祭主永輔はどうしたかという、大宮司に下文を与えて、それを大宮司に奉行させて頼元の昇殿供奉をかなえた。つまり、宮司の文書のさらに上位に、祭主の文書というものは位置している。かかる意味では、宮司庁宣や宮司符と（祭主下文は）互換的な文書では必ずしもないといつてよいかと思えます。

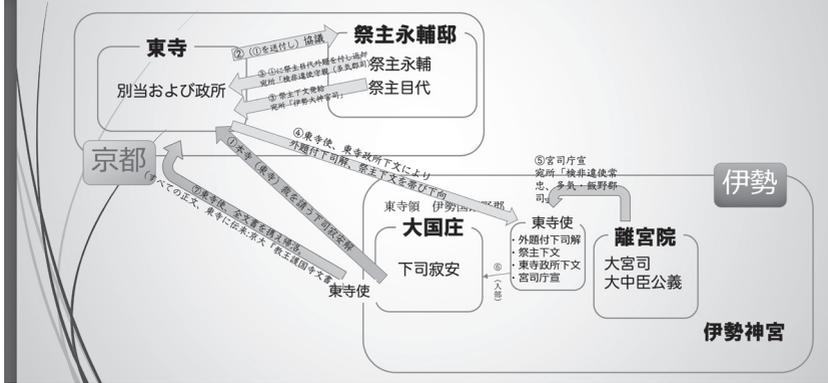
つまりここに、祭主が権門としての伊勢神宮を代表する存在として君臨する、中世的な伊勢神宮祭祀組織の体系というものが成立したのであろう。なので、先行研究を振り返るなかで、時代変容の節目というものがどの時点だったのか、いまだに明らかではありませんといいましたが、今日お話をしてきた組織（命令下達の文書）から申しますと、それは祭主永輔のタイミングだった、つまり十一世紀の半ばに大きな節目があったと私は見えています。

さらに、祭主の下文は果たして中世的なものだったのか、古代的なものだったのかという点について、中世的な当事者主義の問題から論証することもできます。また、本日考えてきたことをローカルな問題として終わらせるのではなくて、さらに大きな視点から考えるうえで、永輔がなぜそうした横暴が許されたのかという問題もあります。これを考えるにあたっては、後朱雀朝、後冷泉朝の天皇の伊勢神宮に対する畏敬というものが、程度の差、形の差はあったものの、大きかったんだと私は考えておりますが、それについては今回は詳述はしません。

一方、祭主下文が中世的な文書であるということを証明するために、祭主下文発給実例として東寺の『教王護国寺文書』に正文が残っていますと先ほどあえて強調して述べたんですが、正文がなぜか東寺のもとにあるのです。これは、伊勢国の東寺領大國庄というところで問題が発生したことを契機とするのですが、この現地で起こっている問題

12

参考 祭主下文の中世的当事者主義的性格



を解決するために、どうかしてくださいという上申が、まず大國庄の人たちから東寺の政所に対して提出されます。これが解です。

この解を受け取った東寺は、その解を京都の祭主の邸宅に持参します。で、協議するんです。この解に対して祭主は、外題を「確かにおまえらのいつていることは正しいから、東寺のいうとおりにせよ」というようなお墨付きを与えるんです。

その一方で、同時に発給されたのが伊勢大神宮司宛ての祭主下文なんです。でも、これは、発給文書の日付を見ると、絶対に祭主から直接大國庄に送達されたのではない。東寺の人間が手に取って、それを一度、東寺に持ち帰っているんです。そのうえで東寺の使者が莊園現地に乗り込む前に宮司のもとに参じて、こういう命令が祭主様から出ましたよということ宮司庁宣が申請される。こうして宮司庁宣が整えられると、やっと東寺使がそれらを携えて、莊園現地に乗り込む。

このとき、すべての問題が解決したかどうか分かりませんが、一連の文書は最終的に東寺の使いが京都へと持ち帰っていった、それが『教王護国寺文書』として連券の文書として成巻されて、今日まで伝存している。ここに、かつて佐藤進一氏がおっしゃったような中世的な当事者主義の原則で文書が動いているということを確認することができ

る。こうした側面からも、祭主下文は中世的な文書であると考えてよかろうと私は思うわけです。

以上、私の話としては、これで終わりになります。どうもありがとうございました。

【本村】比企先生、どうもありがとうございました。

(休 憩)

【本村】ここからは、討議という形に移らせていただきます。討議の司会としまして、國學院大學神道文化学部の加瀬直弥先生に司会をお願いしたいと思います。

それでは、ここからは加瀬先生、どうぞよろしくお願いいたします。